（連結法人が特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の連結所得の特別控除）

第六十三条の四　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人又は当該連結親法人による同条第十二号の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七の三に規定する連結子法人で、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第十四条第一項に規定する特定駐留軍用地内の土地を有するものが、同法第十六条第一項の土地の買取りの協議に基づき、当該土地の買取りの協議を行う同条第二項に規定する地方公共団体等に当該土地の譲渡（租税特別措置法第六十八条の七十六の二、第六十八条の七十八、第六十八条の七十九若しくは第六十八条の八十五の三の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十七条若しくは第二十八条の規定の適用を受けるものを除く。）をしたときは、当該譲渡は、租税特別措置法第六十八条の七十三第一項に規定する収用換地等による譲渡に該当するものとみなして、同条の規定（同条第二項から第八項までの規定を除く。）を適用する。

2　前項の規定は、連結確定申告書等（租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に前項の規定によりみなして適用される同法第六十八条の七十三第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び当該譲渡が前項の土地の買取りの協議に基づき行われたものである旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第七十二条第一項第八号中「平成二十四年五月十四日」を「平成二十九年五月十四日」に改める。

第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項中「平成二十四年五月十四日」を「平成二十七年五月十四日」に改める。

第百十条中「四十年」を「四十五年」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月三十一日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の十四に次の一号を加える。

七　介護福祉士による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する喀痰（かくたん）吸引等又は同法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者による同項に規定する特定行為

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第八条の九第一項中「、第六十八条の十四第五項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の十第五項」及び「、第六十八条の十四第五項」を削る。

第八条の十第一項及び第八条の十三第一項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第八条の十六中「古い事業年度又は連結事業年度」の下に「（当該合併等事業年度等）」を加え、「開始の日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）」を加え、「開始の日（当該適格合併」を「開始の日（当該適格合併等」に改め、「（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この条において同じ。）」を削り、「の当該適格合併の」を「の当該適格合併等の」に、「期間）は、」を「期間）を」に、「みなして」を「みなし、適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該設立日の前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして」に改める。

第八条の十七第一項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第八条の十八中「同じ」を「被合併法人等」という」に改める。

第八条の十九中「古い連結事業年度又は事業年度」の下に「（当該合併等事業年度等）」を加え、「開始の日（当該適格合併」を「開始の日（当該適格合併等」に改め、「（当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。）」及び「（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下この条において同じ。）」を削り、「の当該適格合併の」を「の当該適格合併等の」に、「期間）は、」を「期間）を」に、「みなして」を「みなし、適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する連結事業年度又は事業年度である場合において、被合併法人等九年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の連結事業年度とみなして」に改める。

第八条の二十第一項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第八条の二十一中「同じ」を「被合併法人等」という」に改める。

第八条の二十二中「古い事業年度又は連結事業年度」の下に「（当該合併等事業年度等）」を加え、「開始の日（当該適格合併」を「開始の日（当該適格合併等」に改め、「（当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。）」及び「（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この条において同じ。）」を削り、「の当該適格合併の」を「の当該適格合併等の」に、「期間）は、」を「期間）を」に、「みなして」を「みなし、適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度又は連結事業年度である場合において、被合併法人等九年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして」に改める。

第八条の二十三第一項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第八条の二十四中「同じ」を「被合併法人等」という」に改める。